

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）

【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月二日）適用】

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（受給資格の確認等）</p> <p>第三条 保険医療機関は、患者から療養の給付又は保険外併用療養費に係る療養を受けることを求められた場合には、次に掲げるいづれかの方法によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならぬ。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない患者であつて療養の給付を受ける資格があることが明らかであるものについては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 （略） 二 患者の提出する資格確認書 三 （略） 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省保険局長が定めるものの <p>2～5 （略）</p> <p>（資格確認書の返還）</p> <p>第四条 保険医療機関は、患者の提出する資格確認書により、療養の給付を受ける資格があることを確認した患者に対して行った療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養を取り扱わなくなつたとき、その他正当な理由により当該患者から資格確認書の返還を求められたときは、これを遅滞なく当該患者に返還しなければならない。</p> <p>（処方箋の確認等）</p> <p>第二十六条 保険薬局は、患者から療養の給付及び保険外併用療養</p>	<p>（受給資格の確認等）</p> <p>第三条 保険医療機関は、患者から療養の給付又は保険外併用療養費に係る療養を受けることを求められた場合には、次に掲げるいづれかの方法によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならぬ。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない患者であつて療養の給付を受ける資格があることが明らかであるものについては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 （略） 二 患者の提出する被保険者証 三 （略） <p>（新設）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（被保険者証の返還）</p> <p>第四条 保険医療機関は、患者の提出する被保険者証により、療養の給付を受ける資格があることを確認した患者に対して行った療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養を取り扱わなくなつたとき、その他正当な理由により当該患者から被保険者証の返還を求められたときは、これを遅滞なく当該患者に返還しなければならない。</p> <p>（処方箋の確認等）</p> <p>第二十六条 保険薬局は、患者から療養の給付及び保険外併用療養</p>

費に係る療養を受けることを求められた場合には、その者の提出する処方箋が保険医が交付した処方箋であること及び次に掲げるいずれかの方法によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならぬ。ただし、緊急やむを得ない事由によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

一・二 (略)

三 患者の提出する資格確認書

四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省保険局長が定めるもの

2
4 (略)

費に係る療養を受けることを求められた場合には、その者の提出する処方箋が保険医が交付した処方箋であること及び次に掲げるいずれかの方法によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならぬ。ただし、緊急やむを得ない事由によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

一・二 (略)

三 患者の提出する被保険者証

四 (略)

(新設)

2
4 (略)